

志木市立中学校の部活動方針

志木市教育委員会
令和 8 年 7 月改定

1. 部活動の位置付け及びその意義等について

学校教育における部活動の法的位置付けについては、中学校学習指導要領の総則に、次のとおり明記されている。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示） 第1章 第5の1のウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、上記に基づき、中学校学習指導要領総則編の中で、部活動に関して次のように規定されている。

中学校学習指導要領解説（平成29年7月） 第3章 第5節1の②

（資質・能力の育成）

- ・スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること。

（教育課程との関連）

- ・部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。

（持続可能な運営体制の整備）

- ・一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが、長期的には不可欠であることから、設置者と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々との協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域スポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を図ること。

これらの趣旨を踏まえつつ、平成30年3月のスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年7月に埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、本市においても「志木市立中学校の部活動方針」を策定することにした。これにより、部活動を通して、生徒の資質・能力を最大限に引き出し、生徒一人一人が輝くことができる部活動の実現を目指すものとする。

2. 各学校の取組

(1) 各部活動の活動方針、活動目標、活動計画の設定

①活動方針の設定

校長は、志木市教育委員会の「部活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

②活動目標、活動計画の作成

部活動の顧問は、担当する部活動の年間及び月間の目標を明確にし、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）ならびに毎月活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクールの参加日程等）を作成する。

③活動方針及び活動計画の提出

ア 校長は、毎年度策定した「学校の部活動に係る活動方針」を教育委員会に提出する。

イ 部活動顧問は、年間計画を年度当初に、月間の活動計画を前月に作成し、校長に提出する。校長の承認後、保護者に配布する。

ウ 校長は毎月の活動計画及び活動実績から、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担過重とならないよう指導・助言を行う。
また、遠征等における安全な移動手段の確保が困難であると判断される場合は、活動計画の変更や中止の指導・助言を行う。

④活動方針等の公表

校長はアの活動方針をホームページに公開するとともに、練習試合等の計画については月間活動計画で周知し、確実に保護者に連絡を行う。

(2) 適切な休養日の設定

①学期中

ア 学期中は、週2日以上休養日を設ける。平日1日以上、土曜日及び日曜日（以下、週休日という）1日以上、週末に大会・コンクール等へ参加し活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 休養日は学校単位もしくは部活動単位で設ける。

②長期休業中（夏、冬）

長期休業中は閉庁日、年末年始休業日を含め、連続した1週間程度の休養日（オフシーズン）を設ける。

③その他

定期テスト前は、学校の実態を踏まえ、一定期間休養日を設ける。

(3) 活動時間の設定

部活動の活動時間については、成長期にある生徒が運動、食事、休養、及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、また短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動ができるように、以下を基準とする。

①課業日

1日の活動時間は準備、後片付けを含め2時間以内とする。

②週休日、休日、長期休業中

週休日、休日、長期休業中は準備、後片付けを含め長くとも3時間程度（30分超過することは認めない）とする。

運動部においては中体連主催の大会及び全国大会につながる大会、文化部においては吹奏楽連盟主催のコンクール及び全国大会表彰式等の際には、所要時間に

関わらず参加することを認める。

その他の大会・コンクール及び練習試合については、月に2回まで認める。

③朝練習

認めない。

④大会・コンクール前の練習

上記の活動時間を超えることは認めない。(従来の例外規定は廃止する。)

3. 望ましい指導体制の構築

(1) 生徒の主体的・協働的な活動

学習指導要領の趣旨に鑑みて、「特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」であることから、生徒の主体的、協働的な活動を目指す。

(2) 人間関係の構築といじめ防止

部活動顧問は、所属する生徒一人一人を大切にする部活動や生徒の連帯感をはぐくむ部活動を推進し、望ましい人間関係を構築するように努める。また、日常的に生徒どうしの人間関係に十分留意し、いじめの未然防止を徹底する。もし、いじめが発生した場合は、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早急に対応する。

(3) 安全管理の徹底

部活動顧問は、「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」(埼玉県教育委員会)を活用し、平素より安全管理を徹底するとともに、細心の注意を払い事故防止に努める。

(4) 体罰、暴言等の禁止

校長及び部活動顧問は、部活動の指導に当たって、体罰及びハラスメントを根絶するために以下の事項を徹底する。

- ①部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴る等の体罰は、絶対に行ってはいけない。
- ②威圧・威嚇的な言動も体罰と同じであることを理解し、絶対に行ってはいけない。
- ③指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行ってはいけない。
- ④身体や容姿に係ること、人格を否定する発言を行ってはいけない。
- ⑤特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に身体的・精神的負荷を与えてはいけない。

(5) 校外活動での事故防止

校長及び部活動顧問は、大会及び練習試合等により校外において活動する場合は、移動を含めた事故防止の徹底を図るとともに、万が一、事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応ができるよう、救急体制の共通理解を図れるようにする。

特に、遠征等の移動手段の選択や引率体制の構築にあたっては、自転車、公共交通機関、または道路運送法上の許可を受けた事業者による輸送(貸切バス・タクシー等)を原則とするなど、関係法令を遵守し、生徒の安全確保を最優先とした適正な運用を行う。

(6) 熱中症事故の防止

校長及び部活動顧問は、生徒が安全に活動できるよう、熱中症の事故防止のた

めに以下の事項に留意する。

- ①気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数（WBGT）等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。気温が35℃以上、WBGTが「厳重警戒」以上の場合には、活動の中止や延期等、柔軟な対応を行う。
- ②活動前、活動中、活動後、こまめに水分や塩分を補給し、休憩をとるとともに、生徒の健康管理に努める。
- ③熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当を実施する。
- ④校内における部活動においては、全教職員がAEDの設置場所を把握し、AEDの操作方法については定期的に実技研修を行い、使用できるようにする。

【体育授業・運動部活動における事故防止の5則について】埼玉県教育委員会

- 児童生徒の実態に即した指導計画の作成
- 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行
- 活動開始前の健康観察の実施
- 活動中の声かけと安全確認
- 事故発生時の迅速かつ適切な対応

（7）保護者との信頼関係

部活動顧問は以下の内容に留意しながら、保護者との信頼関係を踏まえた部活動の運営に努める。

- ①原則として保護者に提出した活動計画に従って部活動を運営する。変更がある場合は、できるだけ早く保護者に連絡する。また、下校時間についても厳守する。
- ②保護者との連絡体制を整備し、必要時には確実に連絡が取れるようにする。
- ③「開かれた部活動」を心がけ、活動の様子が保護者に伝わるようにする。（例：参観日の設定、保護者会の開催等）
- ④部活動にかかる経費について、保護者の理解を得るとともに、過度な負担にならないようにする。部費を集金している場合は、外部監査（保護者等）を導入し、会計報告を必ず行う。

（8）教員の休養日の確保

校長は、部活動顧問の負担が過度にならないように、適切に休養日を確保する（定期試験前、ふれあいデー、学期末等を利用）。また大会等により部活動顧問が休養日を確保できなかった場合は、休養日を他の日に振り替えるように指導する。

4. 教育委員会の役割

教育委員会は、県の方針に準じて、以下の役割を担う。

- （1）各学校の要望に応じて、外部指導者等の配置、調整をできる限り行う。
- （2）管理職及び部活動顧問を対象として、部活動の適切な運営を図るための研修等を実施する。
- （3）各中学校長と連携し、部活動顧問の勤務時間の管理を行う。